

募 集

特別養護老人ホーム「かりん町田」

入居者募集

2015年2月に、特別養護老人ホーム「かりん町田」が忠生地区に開所します。

定77人(全室個室)

※入居者の決定方法は申し込み順ではありません。入居の必要性等を総合的に判断して決定します。

町田市共通入所申込書に必要事項を記入し、直接または郵送で特別養護老人ホーム「かりん町田」(〒251-0057、藤沢市城南1-22-7、(社)福) 永寿会本部、☎792・1771)へ。

※町田市共通入所申込書は、(社)福) 永寿会本部(郵送希望の方は電話で取り寄せ可)、または町田市高齢者福祉課(市庁舎1階)で配布しています(町田市ホームページでダウンロード可)。

※詳細は、同本部へお問い合わせ下さい。

☎高齢者福祉課☎724・4048 FAX050・3101・6180

ご 案 内

児童扶養手当を受給中の方、全部支給停止中の方へ

現況届の提出を

ひとりの親家庭の方等を対象とした児童扶養手当を受給中の方、全部支給停止中の方に現況届を送付しましたので、

提出をお願いします。

現況届を提出されない場合は、8月分(12月振り込み)からの手当が受けられなくなります。

また、手当の受給開始から5年経過した方等には6月下旬に「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」を送付していますので、現況届と一緒に提出して下さい。こちらの提出がない場合や提出が遅れた場合は、8月分からの手当が2分の1に減額されますのでご注意ください。

※現況届が届いていない方は、子ども総務課へご連絡下さい。

※詳細は町田市ホームページをご覧ください。

申請を受け付けます
自然エネルギー利用機器等設置の補助

市では、地球温暖化防止のため、自然エネルギー利用機器の設置に対し補助を行っています。

※詳細は町田市ホームページをご覧ください。

※設置工事後に申請して下さい。

☎子ども総務課☎724・2143 FAX050・3101・8377

現況届の提出を

障がいのある方で現在手当を受給している方は、現況届の提出をお願いします。提出されない場合は、8月分以降(重度心身障害者手当は10月分以降)の手当が受けられなくなります。

対象者には、現況届の用紙を送付しましたので、期日ま

でに直接または郵送で障がい福祉課(市庁舎1階)へ提出して下さい。まだ用紙が届いていない方は、ご連絡下さい。

☎障がい福祉課☎724・2136 FAX050・3101・1653

申請を受け付けます

自然エネルギー利用機器等設置の補助

市では、地球温暖化防止のため、自然エネルギー利用機器の設置に対し補助を行っています。

※詳細は町田市ホームページをご覧ください。

※設置工事後に申請して下さい。

☎子ども総務課☎724・2143 FAX050・3101・8377

対象機器・補助金額一覧

補助対象機器	補助金額
太陽光発電システム	1kWあたり2万5000円/上限15万円
太陽熱ソーラーシステム(強制循環式)	定額3万円
太陽熱温水器(自然循環式)	定額2万円
CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)	定額2万円
潜熱回収型給湯器(エコジョーズ) ※高効率でない、旧来型の機器から付け替えた場合のみ対象です。	定額1万円
家庭用蓄電池システム ※定置用リチウムイオン蓄電池のみ対象です。	定額5万円

対市内の住宅に2014年4月以降に新たに対象機器(左上表参照)を設置、または機器を設置した住宅を購入した個人(機器を設置した住宅に居住していることが条件)

個人(機器を設置した住宅に居住していることが条件)
1kWあたり2万5000円(上限25万円)
※申し込み順です。

申請金額の合計が予算金額を超えた場合は、抽選で決定します(10月1日抽選予定)。

共同住宅の共用部分で使用するため機器を設置した方

対市内の共同住宅の共用部分で使用するため、2014年4月以降に新たに住宅用太陽光発電システムを設置した個人・事業者・管理組合(機器を設置した住宅を所有していることが条件)

申請書に記入し、①8月18日～9月24日②2015年2月27日までに、直接環境・自然共生課(市庁舎7階)受付時間11時～17時30分(午後5時、年末年始を除く)へ。
※申請書と申請の手引きは、環境・自然共生課、各市民センター、町田・南町田・鶴川

こうした焼却灰について、東京都及び市長会を通じて中央防波堤外側埋立処分場へ接している江東区、大田区に処分への同意をお願いします、2011年10月から、埋め立て処分をすることができました。

多摩地域の大部分の下水処理を担っている東京都の流域下水道本部と、単独の処理区を持つ八王子市、立川市とも、この6月で搬入を終了しました。

東京都内では、この問題は一心の収束を見ましたが、福島県など、除染に伴う放射性物質の保管・処分の問題は、3年を過ぎてもなお確実な見通しが得られないのが実情です。

町田市役所は、多摩26市の中でも最も多くの職員を東北地方の被災地市町村に派遣をしています。市民・企業・団体の皆さんには、今後も被災地への支援を継続していただければと思います。

さて、先月末に山崎江東区長、松原大田区長を訪問しました。訪問の用向きは、これまでの東京都中央防波堤外側埋立処分場への、多摩地域の放射性物質を含む下水道汚泥焼却灰の埋め立てについて、



カワセミ通信 92

町田市長 石阪文一

昨年より2週間ほど遅く梅雨空けしました。サルスベリの花が夏の暑さと競うように咲いています。広袴の雨水調整池ではカイツブリの親子が見られます。

長期予報が訂正されて、今年の夏もまた、暑い夏になりました。熱中症の搬送患者も増えていますが、熱中症になるのは「室内」がもっとも多いそうです。熱中症を他人事と思わず、ご家族を含め小さな対策をしていただきたいと思います。

さて、先月末に山崎江東区長、松原大田区長を訪問しました。訪問の用向きは、これまでの東京都中央防波堤外側埋立処分場への、多摩地域の放射性物質を含む下水道汚泥焼却灰の埋め立てについて、



広袴の調整池で泳ぐカイツブリの親子

の各駅前連絡所、玉川学園・木曾山崎の各コミュニティセンターで配布しています(町田市ホームページでダウンロードも可)。

環境・自然共生課☎724・4391 FAX050・3160・5220

申請書に記入し、①8月18日～9月24日②2015年2月27日までに、直接環境・自然共生課(市庁舎7階)受付時間11時～17時30分(午後5時、年末年始を除く)へ。
※申請書と申請の手引きは、環境・自然共生課、各市民センター、町田・南町田・鶴川

こうした焼却灰について、東京都及び市長会を通じて中央防波堤外側埋立処分場へ接している江東区、大田区に処分への同意をお願いします、2011年10月から、埋め立て処分をすることができました。

多摩地域の大部分の下水処理を担っている東京都の流域下水道本部と、単独の処理区を持つ八王子市、立川市とも、この6月で搬入を終了しました。

東京都内では、この問題は一心の収束を見ましたが、福島県など、除染に伴う放射性物質の保管・処分の問題は、3年を過ぎてもなお確実な見通しが得られないのが実情です。

町田市役所は、多摩26市の中でも最も多くの職員を東北地方の被災地市町村に派遣をしています。市民・企業・団体の皆さんには、今後も被災地への支援を継続していただければと思います。

さて、先月末に山崎江東区長、松原大田区長を訪問しました。訪問の用向きは、これまでの東京都中央防波堤外側埋立処分場への、多摩地域の放射性物質を含む下水道汚泥焼却灰の埋め立てについて、

民税の税額計算上、含まれていないものに限る)の収入について申告がお済みでない方は、9月12日(金)までに市民税・都民税の申告書の提出をお願いします。なお、申告の際は収入の額が分かる資料と、必要経費に関する資料及び各種控除の資料等をご用意下さい。

現在、国税庁からこれらの収入に係る情報提供を受けています。期限までに申告がない場合、この資料を基に課税させていただきます。ご了承ください。

町田市民税課☎724・2117、2114 FAX050・3085・6084

福祉講座(講演会)

障がい者への意思決定支援とは
法制度や事例を通して学びます。
※手話通訳・要約筆記があります。

対障がい者支援に関わる方等
9月12日(金)午後6時30分～8時30分
場市庁舎
講東洋英和女学院大学教授・石渡和美氏

町田市フォトサロン
臨時休館します
8月12日(火)～14日(木)は定期清掃のため、臨時休館します。

町田市フォトサロン☎736・8281 FAX736・0868、町田市文化振興課☎724・2184 FAX050・3085・6554

定70人(申し込み順)
申氏名(ふりがな)・電話番号を明示し、8月11日～9月10日に電話またはFAXでひかり療育園(☎794・0733 FAX794・0772)へ。

市庁舎で献血を実施します。輸血用血液の需要は、年々増加しています。継続的なご協力をお願いします。

8月22日(金)午前10時～11時45分、午後1時～3時45分
場市庁舎1階ワンストップビー

福祉総務課☎724・2537 FAX050・3101・9288

ハチの巣を見つけたら
ハチの巣作りが本格化する季節です。巣が大きくなったら危険ですので、出来るだけ近寄らないように注意して下さい。

市では駆除を行っています。その際、スズメバチの巣などご自身での駆除が困難な場合は、専門業者へ駆除を依頼して下さい。

なお市では、アシナガバチの巣の駆除用に簡易な防護服の貸し出しを行っています。巣の見分け方や駆除方法については、町田市保健所へお問い合わせいただくか、町田市ホームページをご覧ください。

町田市民税課☎724・2117、2114 FAX050・3085・6084

福祉総務課☎724・2537 FAX050・3101・9288

ハチの巣を見つけたら
ハチの巣作りが本格化する季節です。巣が大きくなったら危険ですので、出来るだけ近寄らないように注意して下さい。

市では駆除を行っています。その際、スズメバチの巣などご自身での駆除が困難な場合は、専門業者へ駆除を依頼して下さい。

なお市では、アシナガバチの巣の駆除用に簡易な防護服の貸し出しを行っています。巣の見分け方や駆除方法については、町田市保健所へお問い合わせいただくか、町田市ホームページをご覧ください。

町田市民税課☎724・2117、2114 FAX050・3085・6084

